

徳島県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第百五十八条の二第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に県税の収納の事務を委託した。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	委託した事務		委託した私人
同	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第八号に規定する自動車税の種別割（普通徴収のものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
同	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	国分グロースアースチェーン株式会社	
同		株式会社セブン イレブン・ジャパン	
同		山崎製パン株式会社	
同		株式会社ファミリーマート	
同		株式会社ポプラ	
同		ミニストップ株式会社	
同		株式会社ローソン	
	加盟店舗における徴収金の収納事務	株式会社しんきん情報サービス	
	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付された徴収金の収納事務	PayPay株式会社	
同		LINE Pay株式会社	